

# 「教育データの利活用に係る留意事項」に関する 自己点検及び実態把握調査

## 調査結果

2024年12月  
文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

# 調査の概要

## 1. 目的

各教育委員会において、個人情報保護法の遵守等、個人情報の取扱いについて、改めて自己点検し、適切な対応ができているかを確認するとともに、実態を把握するため

## 2. 調査対象

教育委員会（都道府県、指定都市、市区町村、一部事務組合）

## 3. 調査期間

令和6年7月16日～8月8日

※令和6年8月27日までに回答されたデータをもとに集計

## 4. 調査方法

文部科学省WEB調査システム“EduSurvey”にて実施

## 5. 調査対象機関の内訳及び回収率

|             | 回答数          | 対象機関数        | 回収率          |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 都道府県教育委員会   | 47           | 47           | 100%         |
| 指定都市教育委員会   | 20           | 20           | 100%         |
| 市区町村教育委員会等* | 1,715        | 1,748        | 98.1%        |
| <b>全体</b>   | <b>1,782</b> | <b>1,815</b> | <b>98.2%</b> |

\* 指定都市を除く市区町村教育委員会（対象機関数：1,717）に加え、教育に関する一部事務組合（対象機関数：31）を含む。

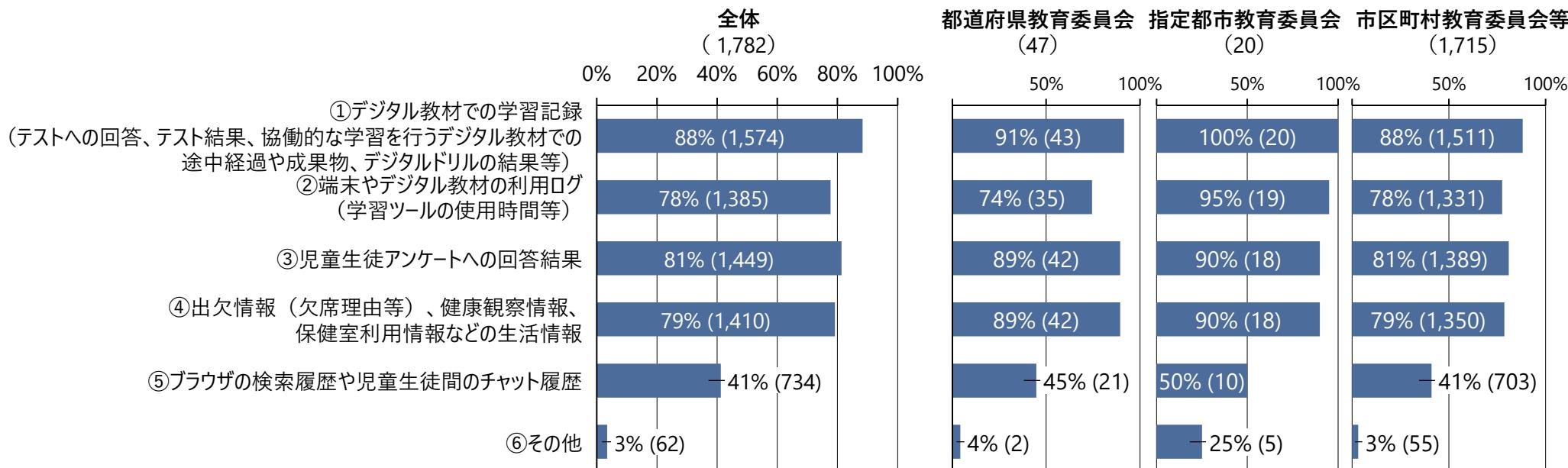
## 1. 個人情報の取得

### 1-1 取得している個人情報の種類

デジタル教材の学習履歴やアンケート回答結果を取得しているとの回答が約90%であった。  
また、ブラウザの検索履歴や児童生徒間のチャット履歴を取得していると回答したのは約40%であった。

#### 1-1 教育委員会・学校において、教育データの活用に当たりどのような個人情報を取得していますか。【複数選択可】(N=1,782)

※（）内は回答した機関数



#### 「⑥その他」の主な記載（自由記述）

- デジタル教材を除く学習記録（国や県、市が実施する学力調査等の記録）
- 授業に関するデータ（授業の活動写真や動画、体力テスト）
- 部活動に関するデータ（各種大会等の参加履歴や受賞歴、大会参加に必要な情報）
- 就学援助・奨学金に関するデータ（就学援助に係る所得情報、審査等情報）

#### 参考

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、次の1又は2に該当するものをいいます。1) 当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる）。2) 個人識別符号が含まれるもの。

## 1. 個人情報の取得

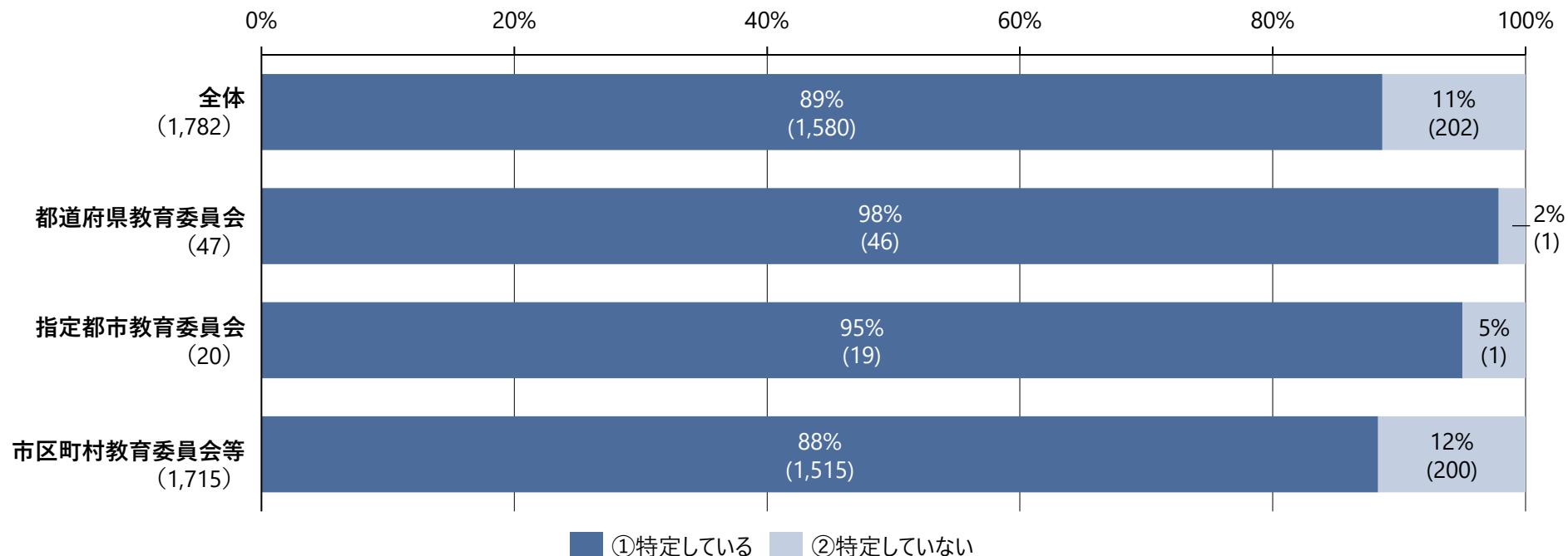
### 1 – 2 利用目的の特定

全体の約90%は、取得している個人情報の利用目的を特定しているとの回答であった。  
一方で、約10%は特定していないとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

#### 1 – 2 取得している個人情報の利用目的を特定していますか。【択一】(N=1,782)

※（）内は回答した機関数



#### ※必要な対応

地方公共団体の機関が、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的はできる限り特定しなければなりません。

「利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定するということです。その際の利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければなりません。

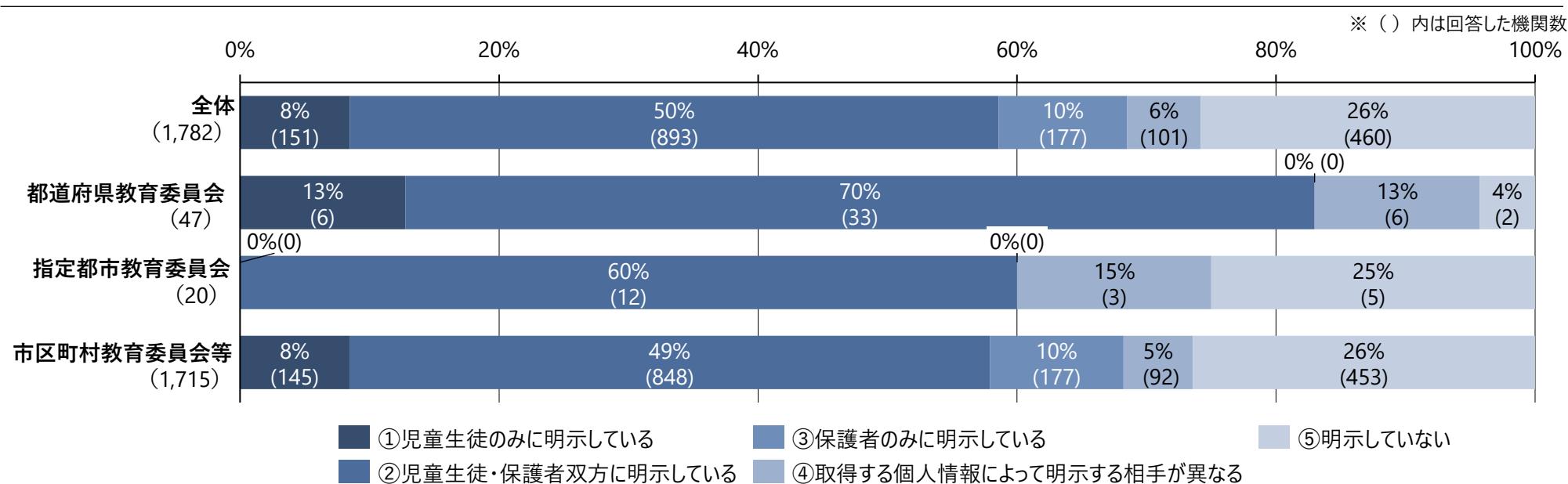
## 1. 個人情報の取得

### 1 – 3 利用目的の明示

全体の約10%は児童生徒のみに、約50%は児童生徒・保護者双方に、約10%は保護者のみに利用目的を明示しているとの回答であった。一方、利用目的の明示を行っていないとの回答は約25%であった。

※下部「必要な対応」要参照。

1 – 3 取得している個人情報の利用目的を児童生徒や保護者に明示していますか。【択一】(N=1,782)



#### 「④取得する個人情報によって明示する相手が異なる」の主な記載（自由記述）

- 理解・判断できる発達段階の児童生徒には内容を説明し、理解・判断が難しいと考えられる児童生徒の場合は、保護者に説明。
- 学習や授業の学習記録に関するデータは児童生徒に説明し、出欠情報等の生活情報に関するデータは保護者に説明する等、利用目的や情報の種類に応じて対応が異なる。
- 授業内や学級内で完結するものは児童生徒のみ、校外に発信するものについては児童生徒及び保護者に明示。

#### ※必要な対応

地方公共団体の機関が、本人から直接書面（オンラインを含む）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、**あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。**

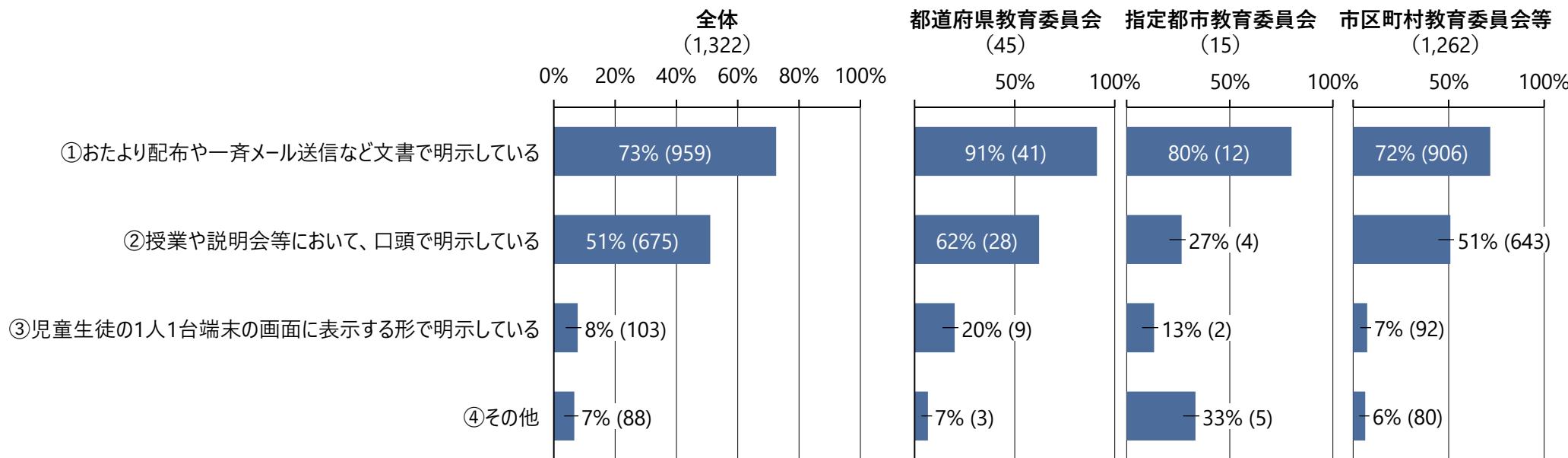
## 1. 個人情報の取得

### 1 – 3 – 1 利用目的の明示方法

利用目的を明示していると回答した教育委員会の内、おたよりやメール等の文書での明示が約70%、口頭での明示が約50%であった。

#### 1 – 3 – 1 利用目的をどのように明示していますか。【複数選択可】（N=1,322, 1 – 3で①～④と回答した場合）

※（）内は回答した機関数



#### 「④その他」の主な記載（自由記述）

- 保護者への通知文にQRコードを添付し、利用目的を閲覧できるようにしている。
- 1人1台端末の貸与時に明示している。

#### 参考

利用目的の明示の方法は、児童生徒本人にお便りやメール等であらかじめ示しておく方法のほか、教室における掲示や集会での説明等の口頭による方法も考えられますが、いずれにせよ、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要です。ホームページ等の端末の画面においてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考えられますが、この場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましいとされています。

## 1. 個人情報の取得

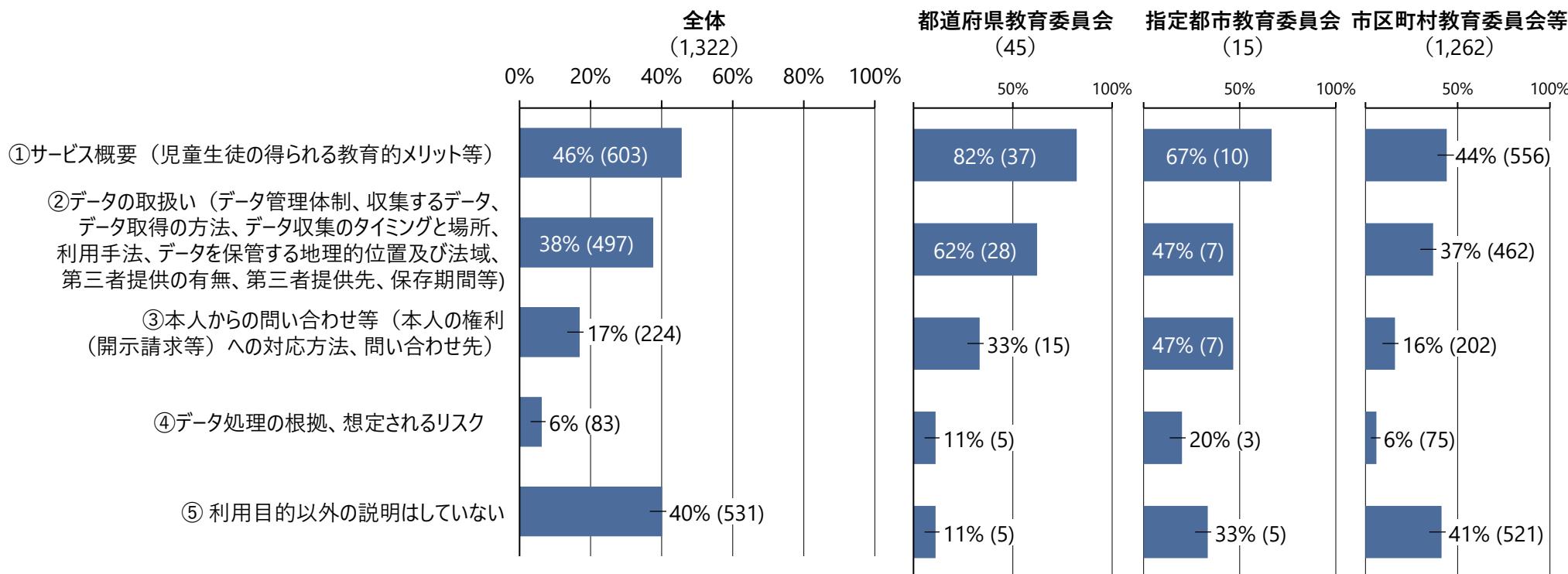
### 1－3－2 教育データの取扱いの具体的な内容の説明状況

利用目的を明示していると回答した教育委員会の内、取得する個人情報の利用目的に加え、サービス概要を説明しているのが約45%、データの取扱いを説明しているのが約40%であった。

1－3－2 明示する際には、取得する個人情報の利用目的に加え、以下に示した、教育データの取扱いの具体的な内容についても説明していますか。

説明している内容を全て選択してください。【複数選択可】（N=1,322, 1－3で①～④と回答した場合）

※（）内は回答した機関数



注) 教育委員会が所管する学校やサービスごとに対応が異なる等により、⑤とその他選択肢（①～④）を選択する団体も存在した。

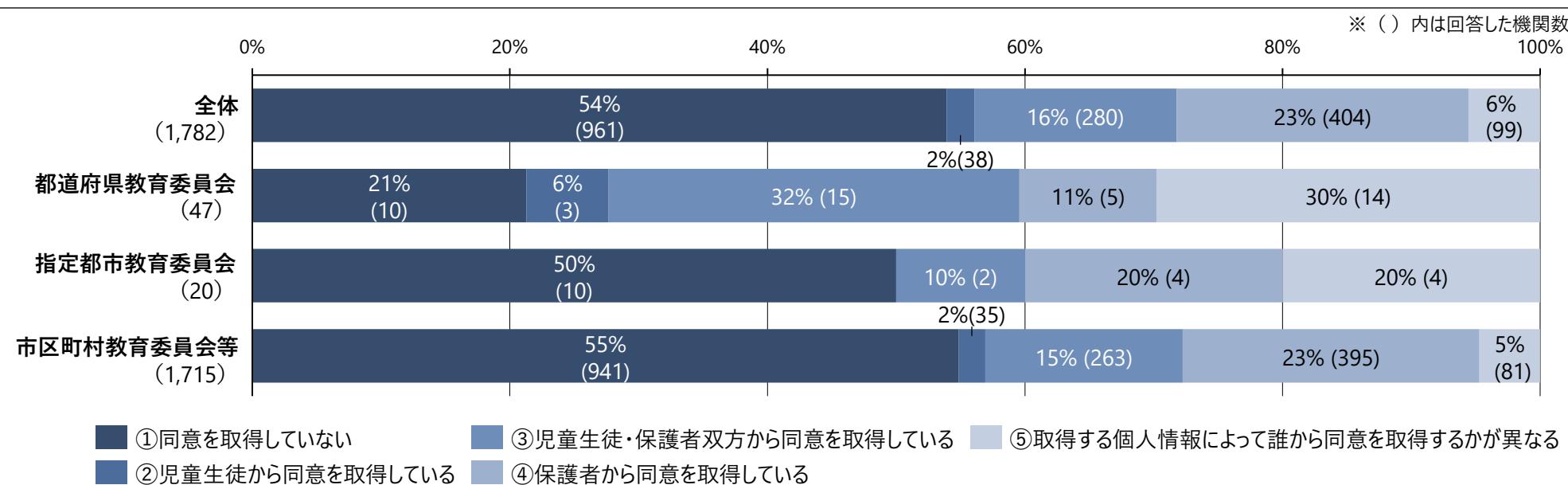
## 1. 個人情報の取得

### 1-4 個人情報を取得する際の同意の取得

全体の約55%が、同意を取得していないと回答した。一方で、全体の約45%は同意を取得しており、  
そのうち約20%は保護者から、約15%は児童生徒・保護者双方から同意を取得しているとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

1-4 個人情報の利用目的の明示に加え、同意の取得もしていますか。【択一】(N=1,782)



#### 「⑤取得する個人情報によって誰から同意を取得するかが異なる」の主な記載（自由記述）

- 学習系システムに使用する個人情報は保護者から同意を取得しているが、校務支援システムについては同意は取得していない。
- 児童生徒の写真をホームページやおたよりに掲載することについて、保護者からの同意を取得している。
- 健康観察情報については、保護者から同意を取得している。

#### ※必要な対応

個人情報保護法においては、教育委員会・学校において、教育データの利活用を行う全ての場合で同意が必要となるわけではなく、利用目的の範囲外で利用・提供する際の選択肢の一つとして同意があります。なお、児童生徒の発達段階によっては、同意したことによって生じる結果について自分で理解・判断できないことも考えられます。自分で理解・判断できる場合は本人から、できない場合は保護者から、同意を取得することが基本です。

## 2. 利用、提供

### 2-1 個人情報の取得・管理における法的整理

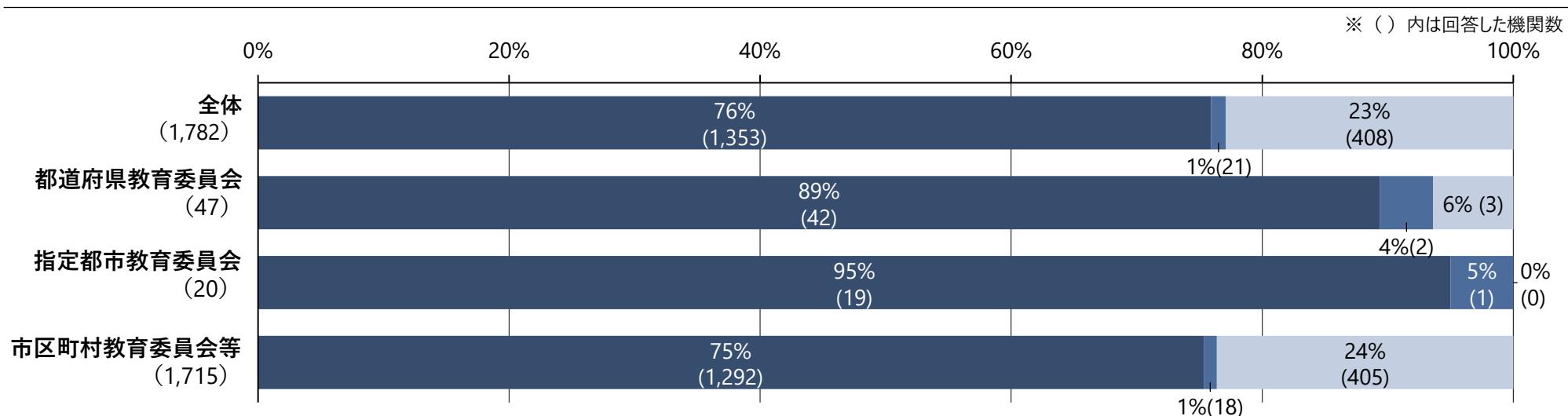
全体の約75%が個人情報を取得・管理するのは教育委員会または学校であると整理していると回答した。

一方で、約1%は提供事業者が取得・管理していると整理しており、約20%は検討したことがない、分からないと回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

2-1 学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入する際、個人情報の取得・管理について、法的にどのように整理していますか。

【択一】(N=1,782)



- ① 学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を利用するに当たり、必要な個人情報を取得・管理るのは教育委員会・学校であり、学習用ソフトウェア等（ツール）提供事業者は、あくまで個人情報の取得にかかる委託先であると整理している
- ② 学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を利用するに当たり、必要な個人情報を取得・管理るのは学習用ソフトウェア等（ツール）の提供事業者であり、教育委員会・学校は、当該事業者から個人データの第三者提供を受けていると整理している
- ③ 検討したことがない、分からない

#### ※必要な対応

行政機関等（教育委員会や学校）が、所掌事務の遂行のために、授業など児童生徒が一律に参加する教育活動の一環としてデジタル教材等を活用することで取得する児童生徒の個人情報については、デジタル教材等を提供する民間事業者での取扱いも含め、当該行政機関等で責任をもって取り扱うことが前提です。この前提を踏まえると、行政機関等から民間事業者に「個人情報の取扱いを委託」することが一般的であると考えられ、望ましいです。

## 2. 利用、提供

### 2-2 委託先・提供先の管理

全体の約80%は、委託先や提供先での個人情報の取扱いが適切になされるよう管理しているが、約20%は管理していないと回答した。

※下部「必要な対応」要参照。

2-2 学校教育において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入し個人情報の取扱いを外部に委託する場合や個人情報を外部に提供する場合は、委託先や提供先での取扱いが適切になされるよう管理していますか。【択一】（N=1,782）

※（ ）内は回答した機関数



#### ※必要な対応

提供先における当該個人情報の利用目的や利用方法等の必要な制限を定め、その漏えいの防止等の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならないとされています。また、教育データの取扱いを外部に委託する場合には、適切な委託先を選び、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項を盛り込むとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督が必要となります。

## 2. 利用、提供

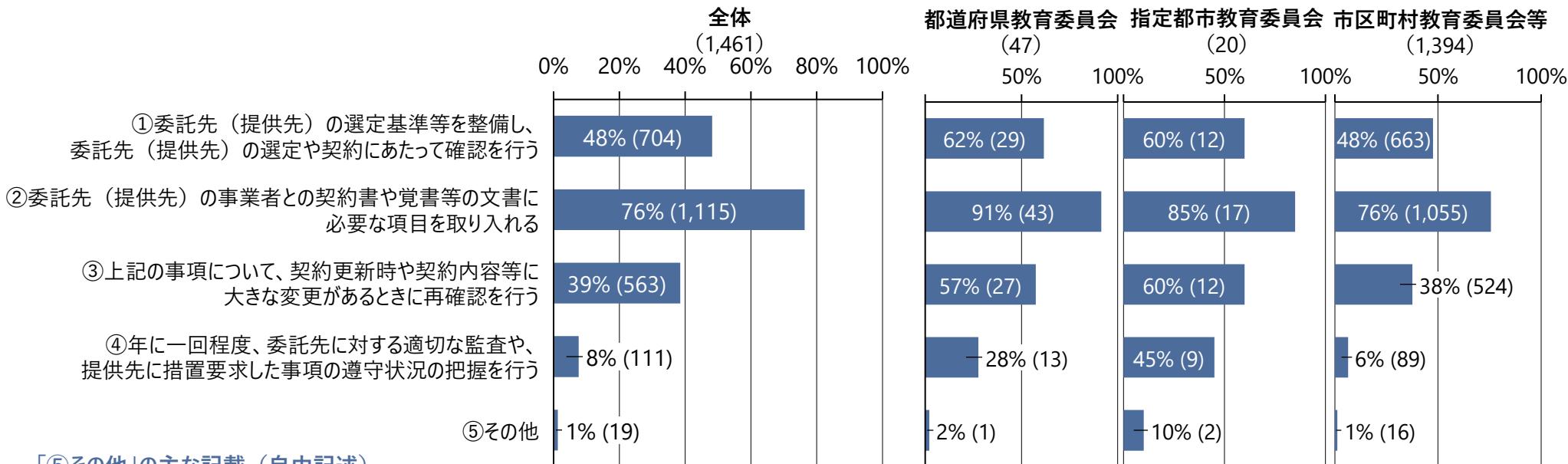
### 2-2-1 委託先・提供先の管理のための具体的な取組

委託先や提供先での取扱いが適切になされるよう管理していると回答した教育委員会の内、委託先（提供先）の事業者との契約書や覚書等の文書に必要な項目を取り入れていると回答したのが約75%であった。

※下部「必要な対応」要参照。

2-2-1 委託先の管理や、提供先における個人情報の適切な管理のために、どのような取組を行っていますか。【複数選択可】（N=1,461, 2-2で①と回答した場合）

※（）内は回答した機関数



#### 「⑤その他」の主な記載（自由記述）

- 契約前に委託先のプライバシーポリシーや利用規約の確認を行い、個人情報を適切に管理しているか把握している。
- 約款に同意して利用するサービスの場合、ISO認証等の第三者機関認証の取得状況を確認している。
- プライバシーマーク制度等に認定された業者と契約をしている。

#### ※必要な対応

委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、個人情報保護法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられます。提供先に対する必要な制限や措置として、利用目的や利用方法の制限のほか、提供する個人情報を取り扱う者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供する保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられます。

## 2. 利用、提供

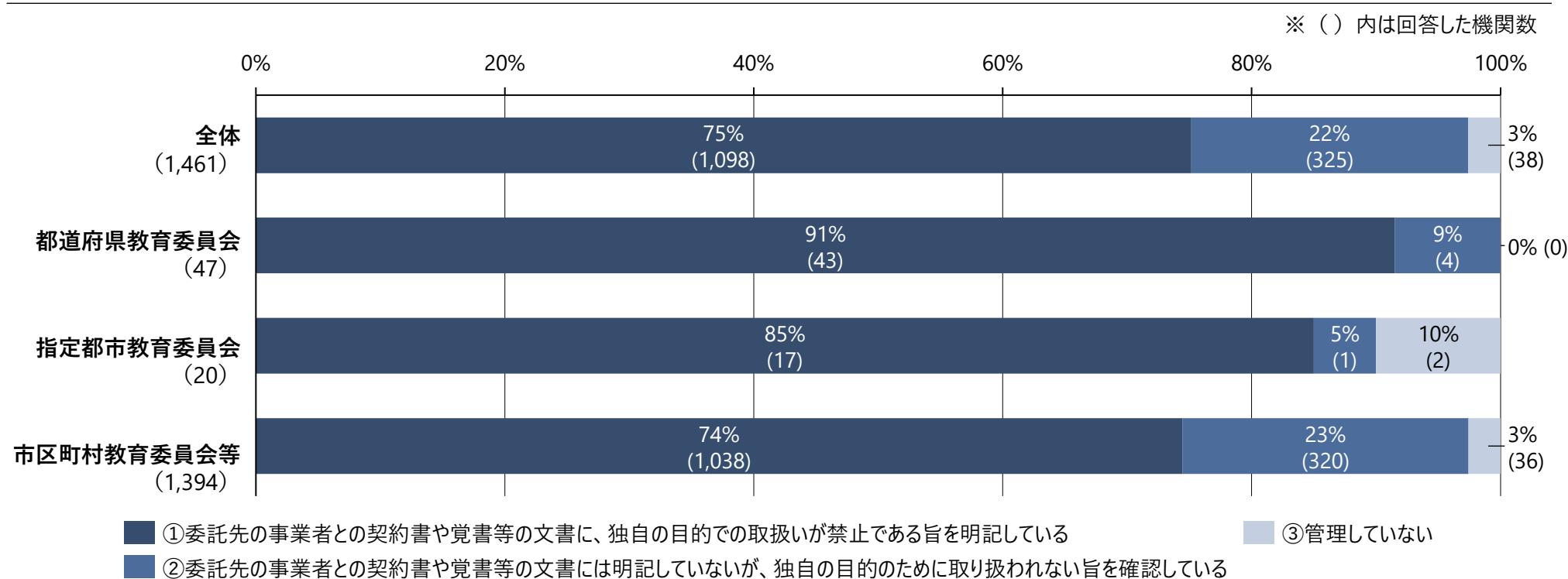
### 2-2-2 委託先における個人情報取扱い状況の管理

委託先や提供先での取扱いが適切になされるよう管理していると回答した教育委員会の内、約97%が、委託事業者との契約書や覚書等の文書に独自の目的での取扱いが禁止である旨を明記している又は、明記していないが、独自の目的のために取り扱われない旨を確認しているとの回答であった。一方で、約3%は管理していないとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

2-2-2 委託先において、委託された業務の範囲外の独自の目的で個人情報が取り扱われないように管理していますか。

【択一】(N=1,461, 2-2で①と回答した場合)



#### ※必要な対応

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じる必要があります。また、契約書に利用目的以外の目的のための利用の禁止等の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する必要があります。

### 3. 保管

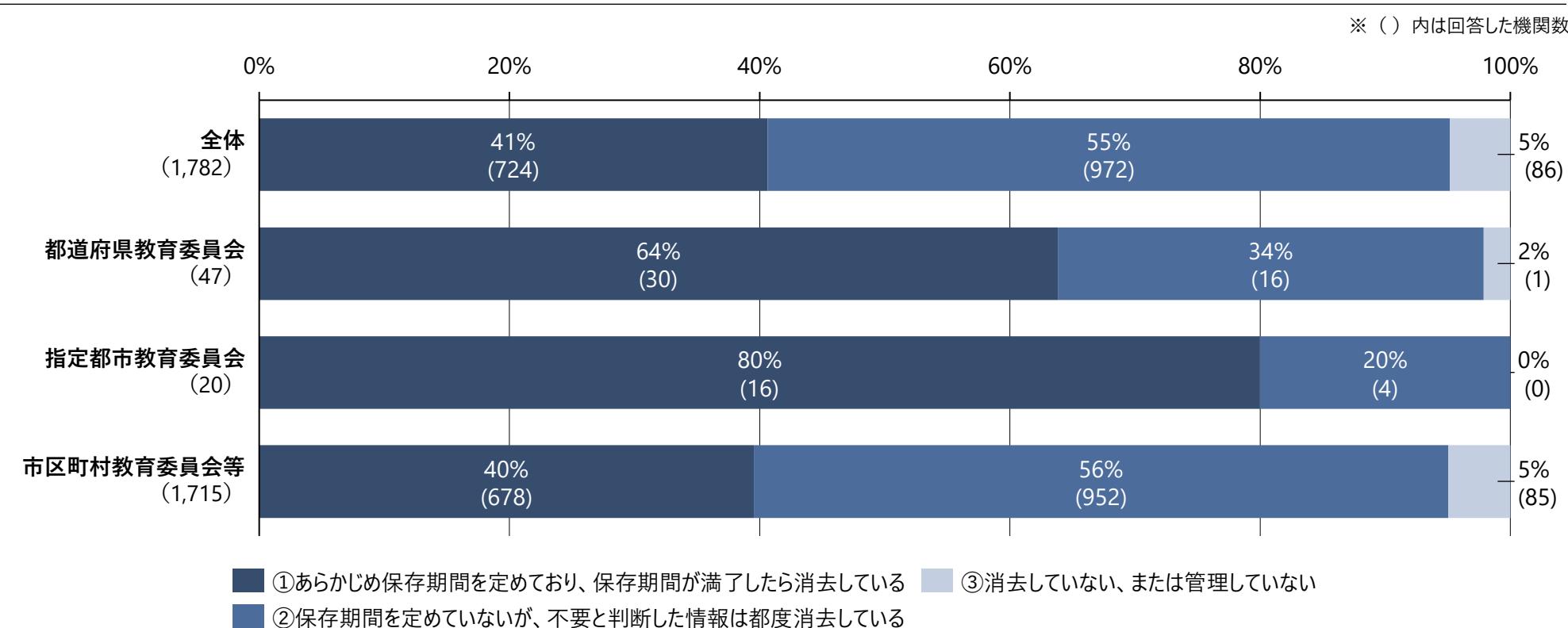
## 3-1 不要となった個人情報の消去

全体の約40%はあらかじめ保存期間を定め、保存期間が満了した場合に消去していると回答した。

一方で、約5%は不要となった個人情報の消去や管理を行っていないとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

### 3-1 利用目的の達成のために不要となった個人情報は消去していますか。【択一】(N=1,782)



#### ※必要な対応

地方公共団体の機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとされています。そのため、その個人情報が利用目的の達成に必要がなくなったと判断される場合には、廃棄・削除等の適切な対応が必要となります。

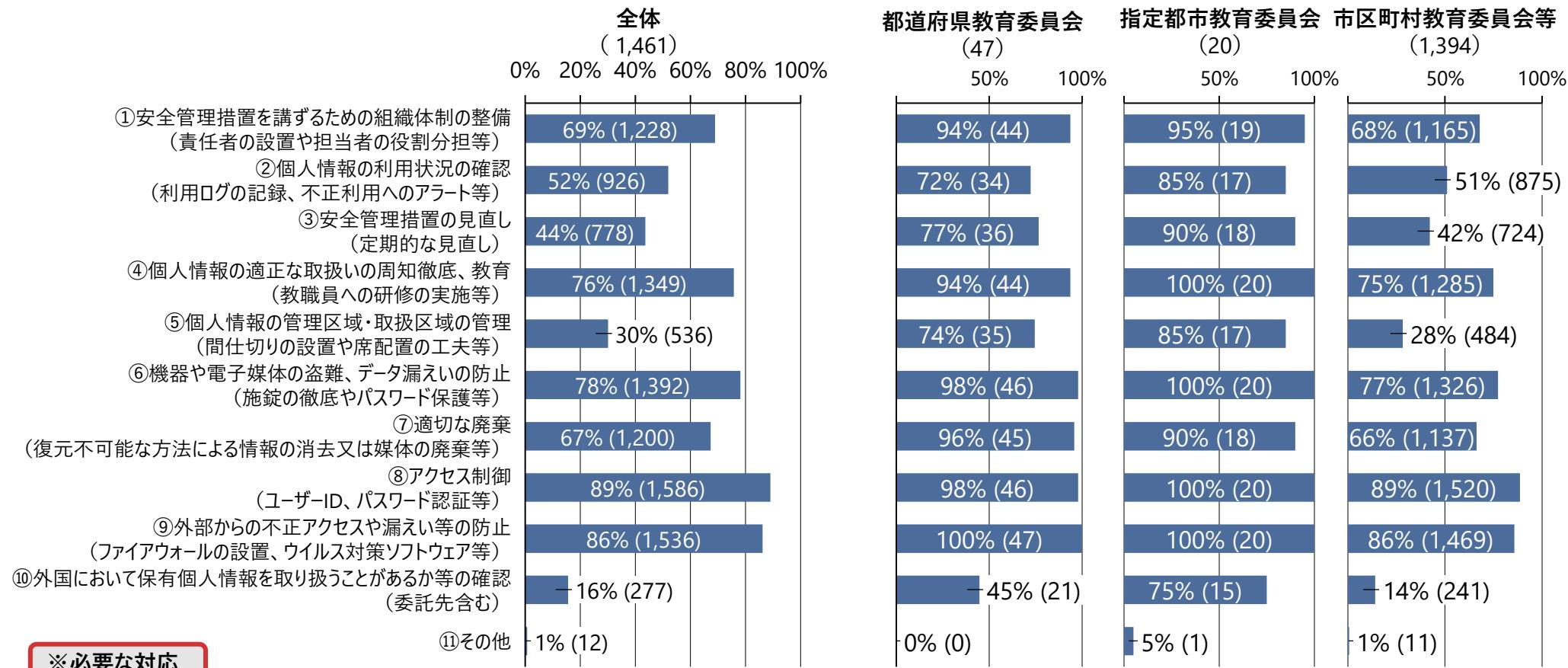
### 3. 保管

## 3 – 2 安全管理措置のための取組

アクセス制御に取り組んでいるとの回答が約90%、外部からの不正アクセスや漏えい等の防止を行っているとの回答が約85%であった。一方で、外国において保有個人情報を取り扱うことがあるか等の確認の実施をしているという回答は約15%に留まった。※下部「必要な対応」要参照。

3 – 2 安全管理措置のため、以下の取組を実施していますか。取り組んでいる全ての取組を選んでください。【複数選択可】(N=1,782)

※（）内は回答した機関数。



個人情報を含む教育データを取り扱う際には、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

### 3. 保管

## 3-3 個人情報ファイル簿の作成・公表

全体の約40%は個人情報ファイル簿を作成・公表していると回答した。一方、約60%は作成・公表していないとの回答であった。

※下部「必要な対応」を参照。

3-3 教育委員会・学校の保有している個人情報について、個人情報ファイル簿を作成・公表していますか。【択一】(N=1,782)



注) 本設問は個人情報保護法上、個人情報ファイル簿の作成・公開義務が課されている/いないに関わらず全ての教育委員会等に一律に回答を求めるものであり、「②していない」と回答した教育委員会等には作成・公開義務が課されてない教育委員会等も含む。

### ※必要な対応

個人情報ファイル簿は個人情報保護法に基づき、地方公共団体の機関に対して、その作成及び公表が義務付けられているため、個人情報ファイル簿の作成に当たっては、対象となる個人情報ファイルを漏れなく把握することが重要です\*。なお、地方公共団体の機関においては、記録情報に要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨も個人情報ファイル簿に記載する必要があります。

\*個人情報ファイルの本人の数が1,000人に満たない場合は、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規律は適用されませんが、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することも可能とされています。

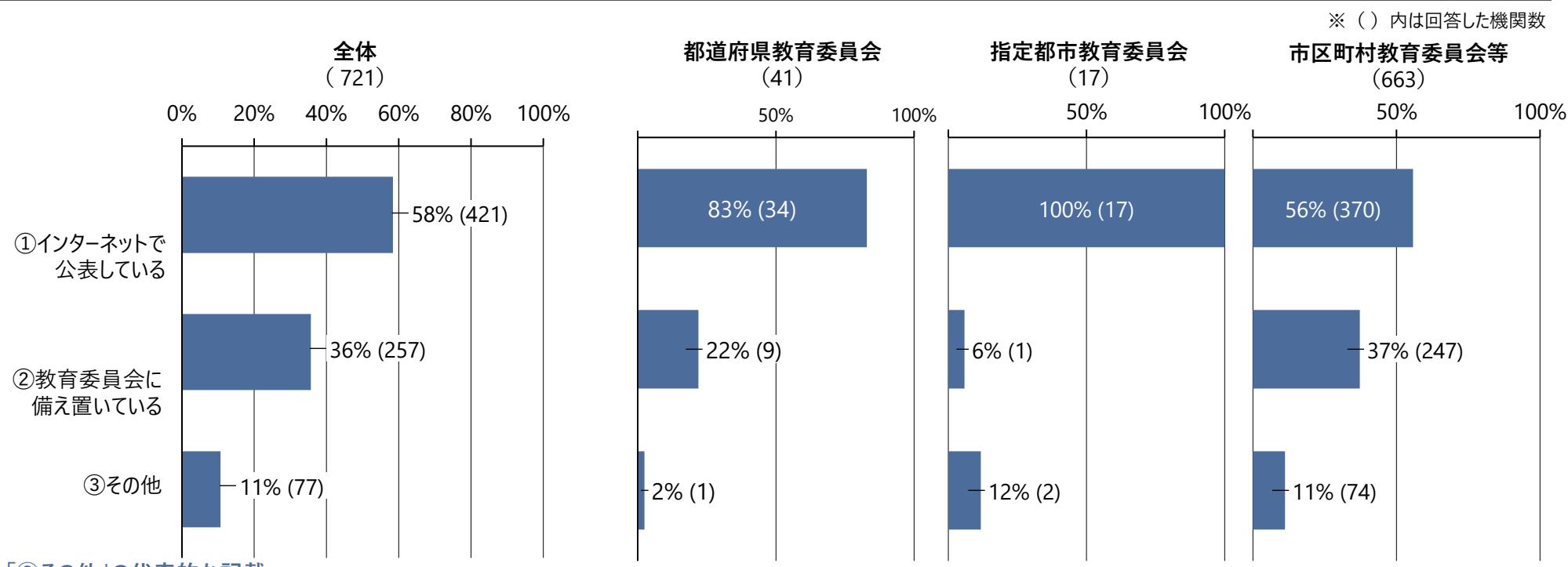
### 3. 保管

#### 3-3-1 個人情報ファイル簿の公表方法

個人情報ファイル簿を作成・公表している教育委員会の内、インターネットで公表しているとの回答が約60%、教育委員会に備え置いているとの回答が約35%であった。

※下部「必要な対応」要参照。

3-3-1 個人情報ファイル簿の公表の仕方を教えてください。【複数選択可】(N=721, 3-3で①と回答した場合)



##### 「③その他」の代表的な記載

- ・ 市区町村役所における情報公開コーナー等にて紙媒体で公表している。
- ・ 学校に備え置いている。

##### ※必要な対応

行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく当該行政機関等の事務所に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する必要があります。

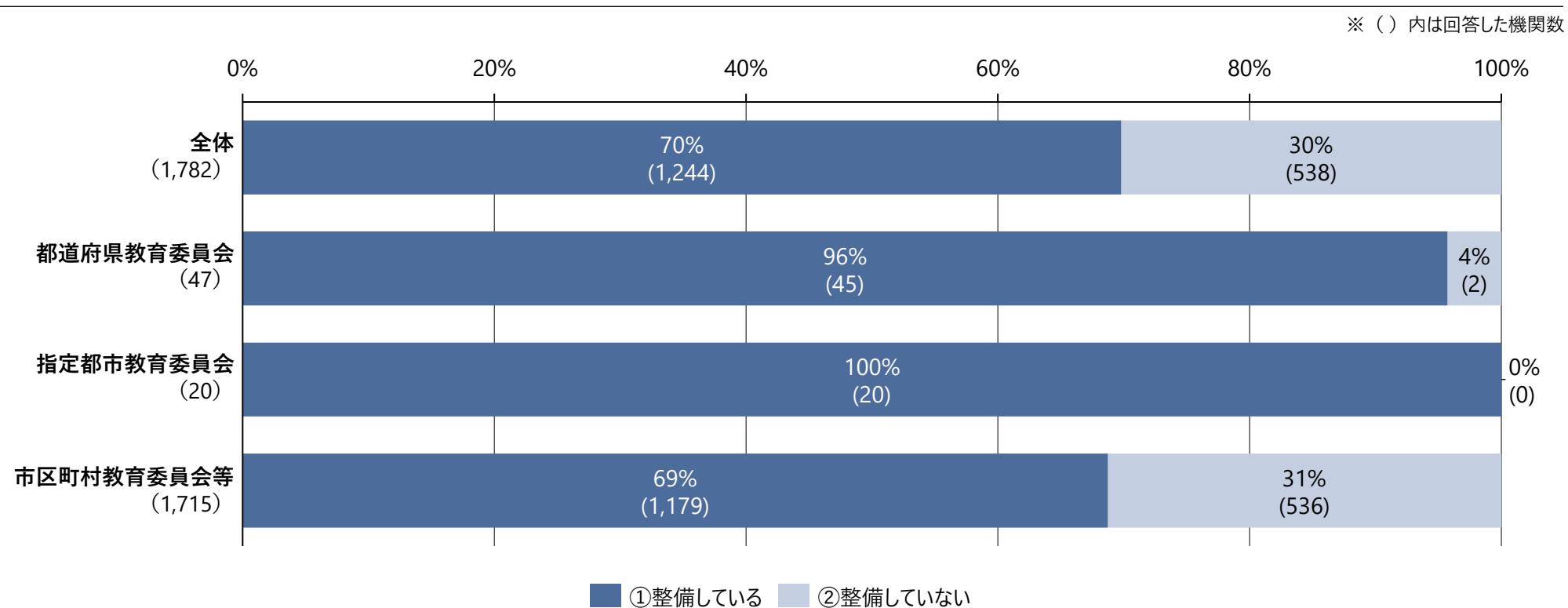
### 3. 保管

## 3－4 開示請求等の対応手順の整備

全体の約70%は開示請求等が来た際の対応手順を整備しているが、約30%は整備していないとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

3－4 開示請求等が来た際の対応手順を整備していますか。【択一】(N=1,782)



### ※必要な対応

個人情報保護法は、本人が、地方公共団体が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保するうえで重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も、地方公共団体の機関に対し、その地方公共団体の機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求等をすることができます。

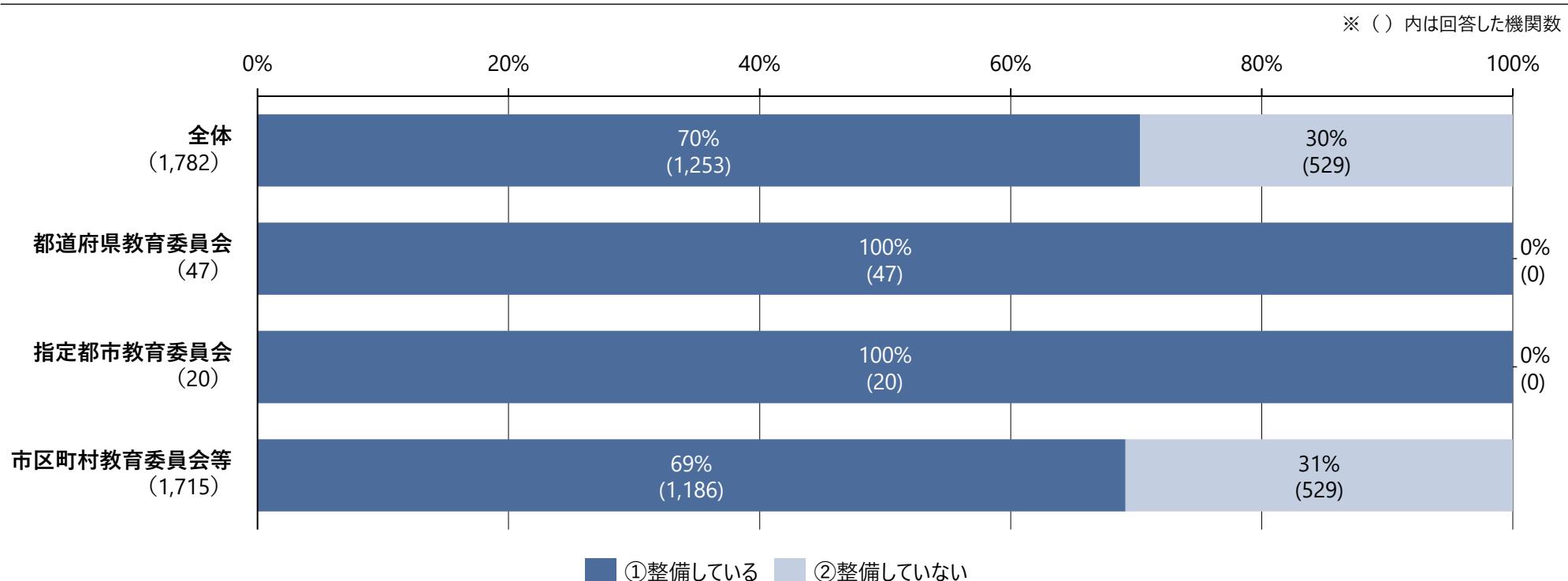
### 3. 保管

## 3-5 インシデント発生時の対応手順の整備

全体の約70%はインシデント発生時の手順を整備しているとの回答であった。一方、約30%は整備していないとの回答であった。

※下部「必要な対応」要参照。

3-5 漏えい等のインシデント発生時の手順を整備していますか。【択一】(N=1,782)



### ※必要な対応

地方公共団体の機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する必要があります。また、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する必要があります。加えて、地方公共団体の機関は、地方公共団体における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める必要があります。

## 4. その他の取組状況

### 4-1 今年度、個人情報の取扱いの観点で変更や改善をした点 1/2

4-1 今年度、個人情報の取扱いの観点で変更や改善をした点はありますか。【自由記述】

| 分類                    | 主な回答   |
|-----------------------|--|
| ガイドライン・ポリシー等の作成・改訂    | <ul style="list-style-type: none"><li>教育データの利活用について、市の教育ネットワーク利用ガイドラインに明記した。</li><li>市教育情報セキュリティ対策基準および実施手順、委託契約書における個人情報取扱時事項を改定した。</li><li>「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」をもとに、クラウド活用を前提としたセキュリティポリシーの全面改訂を行った。</li></ul>   |
| 安全管理措置の変更・改善          | <p>&lt; 組織的 安全管理措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市立小中学校教育ネットワークシステム管理体制の統括情報セキュリティ責任者として、教育監を追加した。</li><li>体制の見直しを実施した。</li></ul> <p>&lt; 人的 安全管理措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>教員に対する情報教育の研修会で、個人情報の取扱いについての内容を盛り込んだ。</li><li>個人情報の漏えいにかかる情報セキュリティに関する教職員向け研修会を実施予定である。</li></ul> <p>&lt; 物理的 安全管理措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市立小学校において外部記憶媒体の使用を制限した。</li><li>すべての児童用タブレットのセキュリティを強化し、持ち帰り学習ができるように設定した。</li></ul> <p>&lt; 技術的 安全管理措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>個人情報漏えいのリスクを低減するため、委託業者と連携し、アクセス制御の徹底や脆弱性の対応に取り組んだ。</li><li>閲覧権限の範囲を見直した。</li></ul> |
| 児童生徒や保護者への明示内容等の変更・改善 | <ul style="list-style-type: none"><li>年度当初に配付する児童生徒及び保護者向けのGIGAスクール構想の説明資料において、個人情報の利用目的について、より具体的に明示した。</li><li>児童生徒個人用コンピュータ利用に係る個人情報の取扱いについて、保管される個人情報や利用目的等について、児童生徒本人及びその保護者へ提示した。</li><li>取得した個人情報の取扱いに関する保護者向け文書を更新した。</li></ul>  |
| 個人情報の取扱い状況の確認         | <ul style="list-style-type: none"><li>契約業者に個人情報の扱いについて確認をした。</li><li>個人情報の取扱いについて、管内の校長と確認を行った。</li><li>保有データを見直した。</li></ul>  |

## 4. 他の取組状況

### 4-1 今年度、個人情報の取扱いの観点で変更や改善をした点 2/2

4-1 今年度、個人情報の取扱いの観点で変更や改善をした点はありますか。【自由記述】

| 分類             | 主な回答  |
|----------------|---|
| 業務内容や手続きの変更・改善 | <ul style="list-style-type: none"><li>個人情報管理状況及び情報セキュリティに関する書面監査を、所属単位だけでなく職員個人でも行うようにした。</li><li>個人情報の誤送付等による、個人情報漏えいを防止するため、市立保育所・幼稚園・認定こども園及び、小中学校に対し、送付手交の際事務手順を定め、個人情報の取扱いを一層強靭なものへ変更することを検討している。</li><li>児童・生徒の個人情報をメールでやりとりすることを廃止し、閉塞ネットワーク上のやりとりとした。</li></ul> |

## 4. 他の取組状況

### 4-2 個人情報の取扱いについての相談体制

約65%は自治体内に個人情報の取扱いについて相談できる部署がある、約20%は自治体外に相談できる専門的な知見を持つ者（弁護士等）がいると回答した。一方で、約15%は相談できる体制がないとの回答であった。

4-2 学習用ソフトウェア等（ツール）の導入等の際に個人情報の取扱いについて相談できる体制はありますか。【複数選択可】（N=1,782）

※（）内は回答した機関数

